

令和7年度版

重要事項説明書

(入園のしおり)

株式会社 YAYA

スクルドエンジェル保育園池田駅前園

小規模認可保育事業

「スクルドエンジェル保育園池田駅前園」重要事項説明書

1. 事業所の目的及び運営の方針

■ 主体

事業者の名称	株式会社 YAYA
代表者氏名	西島 華珍
法人の所在地	大阪府吹田市垂水町 1 丁目 57 番 20-309 号
法人の電話番号	080-9484-4490
法人の創設年月日	令和 4 年 4 月 1 日

■ 事業所の概要

事業所の名称	スクルドエンジェル保育園池田駅前園			
所在地	池田市栄町 10-17 井村ビル 1F			
電話番号	072-768-8819 FAX:072-768-8829			
施設長名	太治 文子			
利用定員	0 歳児 (めばえ組)	1 歳児 (のぞみ組)	2 歳児 (みのり組)	合計
	4 人	8 人	8 人	20 人
	認可基準の範囲内で、上記に定める定員を超えて受け入れることがあります。			
保育年齢	生後 57 日から満 3 歳の 3 月 31 日まで			
目的及び運営の方針	保護者が安心してお子さんを預けることが出来て、子どもたちが楽しいと思える場所を提供する を目標とし、保育を提供します。 当事業所は、以下の法令及びその他関係法令を遵守します。 ・ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) ・ 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号) ・ 池田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 (平成 26 年 9 月条例第 22 号)			

■ 施設の概要

敷地	敷地全体	367.47 m ²		
	園庭	代替地として室町公園を利用します		
園舎	構造	鉄筋コンクリート造		
	延べ面積	145.21 m ²		
	階数	5 階建の 1 階	建築年月	令和 3 年 8 月

■ 主な設備の概要

設備	部屋数	面積
0歳児室	1室	21.55㎡
1・2歳児室	1室	56.81㎡
幼児用トイレ（沐浴）	1室	11.58㎡
調理室	1室	12.08㎡
事務室	1室	6.52㎡
その他		36.67㎡
合計		145.21㎡

■ 職員体制

職員の職務は、児童福祉法、その他関係法令の定めるところによることとします。

職種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	1人	1人		
保育士	7人	4人	3人	
看護師	1人	1人		
支援員	1人		1人	
嘱託医	2人			小児科医と歯科医
栄養士	1人		1人	
調理員	1人		1人	

■ 保育を提供する曜日等

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間	7:00 ~ 19:00 (12時間)
休園日	日曜日、祝祭日、振替休日、年末年始(12月29日から1月3日)

■ 保育を提供する時間

保育短時間認定	保育時間	9:00 ~ 17:00
	延長保育	8:00 ~ 9:00 17:00 ~ 18:00
	保育標準時間認定	7:00 ~ 18:00
	延長保育	18:00 ~ 19:00

※19時以降の保育提供はございませんのでご了承ください。

■基本保育料

市町村が定める額の利用者負担額を基本保育料としてご負担いただきます。

■延長保育料の利用者負担費用

	1日単位の延長	月極の延長
延長保育利用料	400円/30分	1500円/30分

*通常保育料がA・B階層に該当する場合は、免除となります。

■その他の費用について

項目	金額
災害共済給付金（任意加入）	250円/年
サブスク費 （手口拭き・ペーパータオル費 おしり拭き・ビニール袋等）	300円/月

■初期購入物品費用

項目	種別	数量	金額(税込)
帽子代（1, 2歳のみ）	指定	1	1000円

*初回の口座振替時に保育料と共にお引き落としさせていただきます。

■保育料の支払い方法

保育料の納入は当園設置業者である株式会社 YAYA に「口座からの自動引き落とし」にて支払って頂きます。

明細を付して保護者に請求	翌月 10 日まで
引き落とし実行日	請求があった月の 27 日

*口座振込が必要な場合は指定口座(三菱 UFJ 銀行江坂支店口座番号 0388651)をご利用下さい。

■連携協力の概要

当事業所の保育が適正かつ確実に実施され、必要な保育が継続的に提供されるよう、以下の施設と連携協力を行います。

施設の種類	認定こども園
施設名称	ひかりこども園
所在地	池田市神田二丁目 4-1

※当園卒園後、必ず入園できるわけではありませんのでご了承下さい。

■ 嘱託医

当事業所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

◇小児科

医療機関の名称	まきこどもクリニック
医 院 長 名	牧 一 郎
所 在 地	池田市呉服町 1-1 IKEDIA 306
電 話 番 号	072-750-0350

◇歯科

医療機関の名称	医療法人 雅忠会 井村歯科
医 院 長 名	井村 雅幸
所 在 地	池田市栄町 10-17 井村ビル 2 階
電 話 番 号	072-752-3298

■ 緊急時における対応方法及び非常災害対策

- ・ 利用児童の病状急変等への対応について

児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

- ・ 非常災害時の対策等について

非常時の対応	別途定める、消防計画書により対応します。
避難訓練	災害を想定した避難訓練を月 1 回実施します。
災害時の避難場所	池田駅前公園（一時避難場所） 池田小学校（二次避難場所）
園児引き渡しの方法	お迎え者を事前に確認しておき、本人確認の上引き渡します。

- ・ 管轄する関係機関

消防署	池田消防署 072-751-0119
警察署	池田警察署 072-753-1234

■ 虐待の防止

- ・ 職員の虐待防止のための措置

利用児童に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行います。

- ・ 家庭における虐待防止のための対応

虐待の前兆を見逃さぬよう、利用児童や家庭の様子に注意を払うとともに、必要に応じ、関係機関への通告等を行います。また、職員と保護者との交流を通じ、育児への不安や悩みに対し支援を行い、育児の負担感を軽減します。

■ 保育内容に関する相談・要望・苦情

当事業所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

受付担当者	西島 華珍 連絡先：080-9484-4490
解決責任者	園長 太治 文子
第三者委員	岐阜医療科学大学 成順月 連絡先: 0575-22-9401
利用時間	9:00～17:00（土日祝祭日休み）

担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。

■ 意見箱について

意見箱は井村ビルの入り口、左側の園の郵便受けです。園の運営・対応に関するご意見・ご提案だけでなく、職員への温かいメッセージ、保育へのご感想などもお待ちしております。ご家庭とより良い連携、保育の質の向上を目指しての取り組みです。頂いたご意見・ご感想につきましては、職員会議などの話し合いを持ち、今後の改善へ向けた参考にさせていただきます。記名又は無記名でポストにお入れください。

■ 保険に関する事項

当事業所では、次の保険に加入しています。

保険の種類	施設賠償保険
保険金額	1 事故：5 億円 1 名：1 億円

保険の種類	普通傷害保険
保険金額	死亡・後遺障害：200 万円 入院：日額 3,000 円 通院：日額 1,500 円

下記保険は皆様に加入いただく保険の内容です（任意）。

保険会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)
保険の種類	災害給付金制度
保険金額	死亡(突然死含む)：1 名につき最大 3000 万円(通園中は最大 1500 万円) 障害(等級による)：1 名につき最大 4000 万円(通園中は最大 2000 万円) 負傷・疾病：1 名につき最大療養に要する費用の 4/10(別途条件あり)
保護者負担額	250 円

■ 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- ・正当な理由がない限り、保育の提供にあたって知り得た利用児童及びその家族の個人情報を他者へ公表しません。
- ・利用児童の居住市町村が認定する毎月の基本保育料の金額情報は給付事務に必要な範囲に限って利用します。

■ 留意事項

当該重要事項説明書の記載事項に変更が生じる場合には、事前にご説明いたします。

利用児童における保育の提供を開始するに当たり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

■ 利用の終了について

当事業所は、以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

- ① 満3歳に到達したとき。ただし、満3歳に到達した日の属する年度の3月31日までのほか、特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- ② 子ども・子育て支援法における支給認定の要件に該当しなくなったとき。
- ③ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

■ 月途中の入退所について

退園の手続き	退園する前月 15 日までに知らせるとともに退園届をご提出下さい。
転園の手続き	転園届をご提出下さい。
休園の手続き	休園届をご提出下さい。

月の途中退所における利用者負担(保育料)は、「特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書」で定めた利用者負担(保育料)に、その月途中退所であっても、保育料の返還は無いものとします。

2. 保育内容と連絡事項

■ 1日の流れ（※あくまでも目安となります）

当事業所は、保育所保育指針（平成30年4月1日厚労告第117）に基づき、保育その他の便宜の提供を行います。

時間	内容
7:00	順次登園・自由遊び
9:30	朝のおやつ
9:40	朝の会（手遊び、季節の歌、体操、絵本読み聞かせなど）
10:00	年齢に応じた活動（教育プログラム） 戸外遊び・園外保育
11:00	食事（0～1歳児）
11:30	食事（2歳児）
12:00	お昼寝（0～1歳児）
12:30	お昼寝（2歳児）
15:10	午後のおやつ
15:30	帰りの会・降園準備・自由遊び
18:00	延長保育
19:00	閉園

■ 年間行事予定

月	行事	月	行事
4月	入園式	11月	保育参観・勤労感謝
7月	七夕・水遊び	12月	クリスマス会
8月	水遊び	1月	お正月遊び
9月	秋祭り	2月	節分
10月	消防署見学・ハロウィン	3月	お別れ遠足・お別れ会

※避難訓練は毎月実施しています。

※保護者が参加する行事は『入園式』『保育参観』です。

※下記の行事を予定しています。詳しい日程や詳細については「園だより」等でお知らせします。

よっては変更する事がありますのでご了承ください。

■ 教育プログラムについて（※行事等で実施日が変更する場合がございます）

- ◇モンテッソーリ教育：毎週金曜日
- ◇体操：第1・3水曜日
- ◇英語：第4水曜日に行っています。
- ◇リトミック：月に1回～(天候により変更あり)

■登園・降園時間について

- ◇保育園とは、父母等の就労や病気、出産などの理由でお子様を家庭で保育できない時に、保護者に代わって保育をすることを目的としている児童福祉施設です。そのため、両親のどちらかがお休みの場合は、原則お子様もお休みをお願いします。やむを得ない理由(私用)がある場合は、9時から私用が終わるまで（最長16時まで）の預かりが可能です。保護者の体調不良の場合は、通常保育時間での預かりが可能です。必ず職員までご相談下さい。
- ◇子どもたちの生活、遊びを保障するため 9時00分までに登園をお願いします。病院への受診等で遅刻する場合も9時45分まで、もしくは早退にてご対応をお願いします。登園が9時45分に間に合わない場合は、お休みをお願いします。どうしても理由がある場合は、出来るだけ早い段階で職員までご相談ください。
- ◇無断のお休みはしないようにご協力をお願いします。
お休みする時は、9時00分までに必ずご連絡(電話かアプリにて)ください。
- ◇通常保育が始まるにあたり、保育必要時間決定通知書をお渡します。登園、降園において差異が生じる場合は、事前に保育士にお知らせ頂くか、アプリにお知らせください。直前に変更になった場合は電話にてお知らせください。送迎者が普段と異なる場合もお知らせください。
- ◇早朝保育(7:00~8:00)は、保育の人員体制に関係しますので、2日前までにお知らせください。
- ◇急遽、延長保育(18:00~)が必要になった場合は、お電話にてお知らせください。

■連絡について

- ◇コドモの「連絡帳」は、ご家族と保育園の様子を入力するものです。大切な情報源となりますので、登園前に機嫌(前夜・今朝)、排便(前夜・今朝)、起床・就寝時間、食事(前夜・今朝)、検温、送迎者・送迎時間、子どもの様子をご入力して送信してください。
- ◇お子さまの様子について何かあれば、どんな事でもなるべく詳しくお知らせください。その他分からないことや気になることなど、何でもご相談ください。
- ◇諸届け出事項、保護者の住所・電話番号の変更、職場の変更等があれば、すみやかにお知らせください。特に緊急連絡先の変更の場合は、必ずお知らせください。

■慣らし保育について

◇新入園児が無理なく保育園生活に慣れるための期間を設けています。

個人差もありますが、おおよその目安（最短）は以下の通りです。

◇ 0 歳児クラス

1 日目	7/1(火)	9:00 ~ 10:00	午前の活動
2 日目	7/2(水)	9:00 ~ 10:00	午前の活動
3 日目	7/3(木)	9:00 ~ 10:00	午前の活動
4 日目	7/4(金)	9:00 ~ 11:00	午前の活動
5 日目	7/7(月)	9:00 ~ 11:00	午前の活動
6 日目	7/8(火)	9:00 ~ 11:00	午前の活動
7 日目	7/9(水)	9:00 ~ 11:00	午前の活動
8 日目	7/10(木)	9:00 ~ 11:00	午前の活動
9 日目	7/11(金)	9:00 ~ 12:00	午前の活動・給食
10 日目	7/14(月)	9:00 ~ 12:00	午前の活動・給食
11 日目	7/15(火)	9:00 ~ 12:00	午前の活動・給食
12 日目	7/16(水)	通常登園時間 ~ 14:30	午前の活動・給食・お昼寝
13 日目	7/17(木)	通常登園時間 ~ 14:30	午前の活動・給食・お昼寝
14 日目	7/18(金)	通常登園時間 ~ 16:00	午前の活動・給食・お昼寝
15 日目	7/22(火)	通常登園時間 ~ 16:00	午前の活動・給食・お昼寝

※16 日目以降より通常保育を行います。

◇ 1 歳児 ・ 2 歳児クラス

1 日目	7/1(火)	9:00 ~ 10:00	午前の活動
2 日目	7/2(水)	9:00 ~ 10:00	午前の活動
3 日目	7/3(木)	9:00 ~ 11:00	午前の活動
4 日目	7/4(金)	通常登園時間 ~ 11:00	午前の活動
5 日目	7/7(月)	通常登園時間 ~ 11:00	午前の活動
6 日目	7/8(火)	通常登園時間 ~ 11:00	午前の活動
7 日目	7/9(水)	通常登園時間 ~ 12:00	午前の活動・給食
8 日目	7/10(木)	通常登園時間 ~ 12:00	午前の活動・給食
9 日目	7/11(金)	通常登園時間 ~ 15:00	午前の活動・給食・お昼寝
10 日目	7/14(月)	通常登園時間 ~ 15:00	午前の活動・給食・お昼寝

※11 日目以降より通常保育を行います。

- ◇3 歳児未満の子どもにとって、保護者から離れて保育園に入ることは想像以上の大きなストレスとなります。
そして、近年ではストレスが SIDS の発症に大きく関与しているという研究結果が出ています。
慣らし保育の重要性をご理解いただき、ご協力いただきますようよろしくお願いします。

■給食・おやつ・ミルクについて

◇献立表は毎月別途でお知らせします。

◇給食・おやつは、年齢に応じて量・栄養などを考えて、当事業所内で調理をしています。

安全でおいしい食事を食べてもらえるように添加物の多い食品は避け、旬の食材を多く取り入れています。

◇粉ミルクは園でご用意します。

哺乳瓶、吸口についてはご家庭で使い慣れたものを園用にご準備ください。園で保管します。

■食物アレルギーについて

◇生活管理指導書の提出が必要となります。

◇多岐にわたる管理が必要な場合（添加物・調味料除去など）は、誤配・誤食の原因となりますので、お弁当の持参をお願いします。

■お昼寝について

◇コットベッド(午睡用ベッド)を使用してお昼寝をします。※別紙参照

◇コットベッドの上掛けは夏場はタオルケット、冬はブランケットなど、シーツは大判のバスタオルの角4点にゴムをつけたものやゴム付きの専用のコットシーツをご準備ください。(別紙参照)

■服装について

◇服装は原則自由ですが、動きやすいようにスカートではなくズボンをお願いします。また、子どもたちが着脱しやすい服装（ひも、リボン、ボタン、チャーム、フード、レース等が付いていないもの、またニットタイプのレギンス、半ズボン、チュニック、サロペットは不可）（裏起毛のトレーナーは体温調節しにくく、肌荒れを引き起こす恐れがあるため、できるだけ控え下さい）でご協力をお願いします。

◇運動靴は、活動しやすいもの、サイズの合ったものをお願いします。

■ 持ち物リスト【※すべての持ち物にわかりやすく名前を記入ください。】

《園で保管するもの》

項目	枚数	備考
Tシャツ・トレーナー	2～3枚	長袖または半袖
ズボン	2～3枚	膝が隠れる7分丈以上のもの（虫刺され、怪我防止の為）
肌着	2～3枚	1,2歳児はロンパースはお控えてください
靴下	2足	
スタイ		必要な場合
上着		フードなしのものをご用意ください
オムツ	1袋	パックに記名をお願いします

《毎日持ってきて持ち帰るもの》 リュックや手提げカバンに入れて持ってきてください。

お着替えセット	前日に使用した枚数
水筒（6月～9月）	（可）自分で飲むもの、（不可）コップタイプ ※0歳児についてはその時期で要相談

《週初めに持ってきて、週末に持ち帰るもの》

帽子	洗濯して週初めにお持ちください
コットシート	
お昼寝用上掛け	

※おもちゃやお菓子などの不要なもの、キーホルダーの持ち込みは禁止させていただきます。

紛失や破損した場合は責任を負いかねますのでご了承ください。

※持ち物は季節や月齢に合わせて変化しますので、その都度お知らせします。

※使用済オムツは園で処理します。

■非常災害時等の措置について

◇午前 6 時 30 分の時点で『特別警報』『暴風警報』のいずれかが発令された場合は、自宅待機となります。

◇『大雨警報』『洪水警報』等が発令された場合は、通常通り保育可能です。

◇『特別警報』『暴風警報』解除後は、登園可能となります。

(職員の出勤、保育園の開園準備等もあり、警報解除 2 時間後からの保育となります。)

◇『特別警報』『暴風警報』解除後は、登園可能となりますが、給食の提供ができないためお弁当(レトルト・パン可)の持参をお願いします。

◇午前 10 時以降に解除された場合は、臨時休園となりますのでご了承下さい。

◇登園後に警報が発令された場合は、速やかにお迎えに来て頂くようご協力お願い致します。

■地震発生時の臨時休園及び登降園措置について

◇登園前、同日中に震度 5 度以上の地震が発生したときは臨時休園とします。地震その他の災害により、午前 6 時時点で、Osaka Metro 及び JR 環状線、私鉄が「全面運休」している時は、保育園は「臨時休園」になります。

◇登園後、震度 5 以上の地震が発生した場合は速やかにお迎えに来てください。

(震度 4 以下の場合、公の情報を確認しながら安全に注意を払い、基本的に保育を続けます。)

公の情報を確認し、適切であろうと予測される避難所へ避難します。

■調理員が急遽出勤できない場合について

◇調理員が何らかの理由で(事故や大雪等の理由で通勤不可)通勤出来なくなった場合、災害用に準備している子ども用のアンパンマンミニカレー1箱(2パック入り)を提供します。離乳食は WAKODO やキューピー等の市販の離乳食弁当を提供します。

■土曜保育について

◇限られた人数で保育しているため、事前に申請頂いた登園・降園時間の厳守をお願いします。

◇原則は前月中旬までに土曜申請用紙をお渡し致しますので、ご提出をお願いします。

◇土曜日登園は給食の仕込みなどの関係から、急な申請の願いがあったとしても、最終申請締め切りをその週の水曜日までをお願いします。

■健康管理について

- ◇入園手続き時には、当園の嘱託医にて入園前健康診断を受けてください。
- ◇嘱託医による内科検診(年2回)、歯科検診(1回)を実施します。
- ◇身体測定(身長・体重)は毎月実施しています。8月、12月、3月は胸囲の測定も行います。
- ◇登園前の検温で、37.5度以上の熱があるときは、お休み頂きますようお願いいたします。
また、保育中に発熱した場合は、37.5度を目安として電話またはメールにて保護者の方にご連絡します。
38度以上になった場合は、熱性けいれんの可能性が考えられるため、原則1時間以内にお迎えをお願いいたします。
発熱はなくても、激しい腹痛、下痢、嘔吐などの場合、様子によっては連絡し、お迎えをお願いする場合がありますのでご協力をお願いします。
- ◇外傷その他急病になった場合は、適切な処置を行い、保護者に連絡します。
- ◇予防接種を受けた当日は副反応で発熱等の恐れがあるため、登園できません。
- ◇毎週1回、爪の検査をしています。爪は自宅でこまめに切ってください。
- ◇髪が長い場合は登園前にくくり、前髪は目にかからないようにしてください。
(*接触時のケガ防止のため飾りのないゴムをご使用ください。ヘアピンは禁止です。)
- ◇誤飲の原因となるため、不必要な絆創膏・ガーゼ等の使用は控えるようお願いいたします。
- ◇虫刺され時はかゆみ止めとして、ムヒベビーを使用します。アレルギーがある場合は事前にお知らせください。
- ◇必要時にベビーワセリンまたは保湿剤を使用することがあります。アレルギーがある場合は事前にお知らせください。
- ◇日焼け止めや虫よけスプレーは自宅で塗ってから登園するようお願いいたします。
- ◇とびひ(伝染性膿痂疹)、水いぼ(伝染性軟属腫)などの場合、ひどくなるとお休みをお願いする場合があります。

■ 与薬について

◇ 与薬は、本来、医療行為となりますので、保育園で行うことは出来ません。

園における与薬については、医療行為にも違反することになります。

他の保育サービスと同様に、扱うべきではないという見解のもと、処方する側の医師にもこれらの事を伝えて頂き、十分に理解を得てください。

医師の処方薬が出る場合は、通園との兼ね合いで朝夕 2 回の処方にするなど、在宅時に服用できるよう、医師に相談してください。

どうしても決められた時間に服用しなくてはならない場合、「与薬依頼書」を記入して頂き、**当日飲む薬 1 回分と与薬依頼書と薬剤情報提供書を園までお持ちください。**

※市販の薬は与薬出来ません。

■ 感染症等について

◇ 風邪症状がある際の登園基準

登園不可			
発熱	<ul style="list-style-type: none"> ・24 時間以内に 38℃以上の発熱が出た場合 (医療機関を受診し、感染症でないことが確認され、登園までに解熱した場合は登園可能) ・24 時間以内に解熱剤を使用している場合 ・登園前、登園時の検温で 37.5℃以上の発熱が確認された場合 	下痢	<ul style="list-style-type: none"> ・24 時間以内に複数回の水様便がある場合 ・食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする場合 ・下痢と同時にいつもより体温が高い場合
嘔吐	<ul style="list-style-type: none"> ・24 時間以内に複数回の嘔吐がある場合 ・嘔吐と同時にいつもより体温が高い場合 	咳	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間しばしば咳症状で起きてしまう場合 ・ゼイゼイ音、ヒューヒュー音や呼吸困難がある場合 ・少しの活動で咳が繰り返し出る場合
発疹	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱とともに発疹がある場合 ・口内炎がひどく食事・水分が摂れない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸出液が多く他児への感染のおそれがある場合 ・かゆみが強く、手で患部を掻いてしまう場合 	

◇ 風邪症状や感染症が疑われる発疹がある場合は感染拡大防止のため、早めに医療機関の受診をお願いします。
医療機関受診後、検査結果等が分かりましたらコドモンまたは電話にてご連絡をお願いします。

◇ お迎え要請について

下記の症状がある場合は、38.0℃以上の発熱がない場合でもお迎え要請をすることがありますのでご了承ください。

咳：午睡に支障がある	場合によって、お迎え要請します
発疹・蕁麻疹	場合によって、お迎え要請します
下痢：登園後 2 回以上出る	感染症の恐れがあるため、お迎え要請します
病的嘔吐	感染症の恐れがあるため、お迎え要請します
生理的嘔吐 ※泣いた後・食べ過ぎた後などの一時的嘔吐のこと	体調確認を行いながら、保育を継続します

園は集団生活の場であり、感染症の流行を可能な限り防ぐことはもちろん、園児が一日快適に生活できることが大切です。下記の感染症について、登園の目安を参考に、主治医の診断に従い『意見書』『登園届』の提出をお願いします。

『意見書』は、受診の際に主治医に記入してもらってください。『登園届』は、受診の際に主治医に登園の可否を確認の上、保護者が記入してください。症状等について不明な点がある場合は、受診された医療機関に園から問い合わせをさせて頂く場合がございます。

なお、園での健やかな集団生活のために、きちんと回復してから登園頂きますよう、ご配慮ください。

【医師の記入する『意見書』が必要な感染症】

* 登園の目安は、学校保健安全法施行規則及び厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」を参考にしています。

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発疹出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間(発症前 24 時間から発病 3 日程度までが最も感染力が強い)	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 3 日経過していること
風しん	発疹出現の 7 日前から 7 日前くらい	発疹が消失していること
水痘（水ぼうそう）	発疹出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核		医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を内服しない場合、 咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適切な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血大腸炎 （O157、O26、O111 等）		医師により感染の恐れがないと認められていること
急性出血性結膜炎		医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）		医師により感染の恐れがないと認められていること

【医師の診断を受け、保護者が記入する『登園届』が必要な感染症】

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発疹出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎	症状のある間と症状消失後 1 週間	嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化していること
突発性発疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

意見書(医師記入)

スクルドエンジェル保育園池田駅前園 宛

児童氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【病名】(該当疾患に☑をお願いします)

<input type="checkbox"/>	麻疹
<input type="checkbox"/>	インフルエンザ*
<input type="checkbox"/>	風疹
<input type="checkbox"/>	水痘(水ぼうそう)
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱(プール熱)
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血大腸菌感染症(O157、O26、O111等)
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

_____ 年 _____ 月 _____ 日から登園可能と判断します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

医師名 _____

*必ずしも治癒の確認は必要ありません。治癒証明書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

◇かかりつけ医の皆様へ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする施設です。感染症の集団発症や流行を出来るだけ防ぐことで、1人1人の子どもが1日快適に生活できるよう、上記の感染症についての治癒証明書の記入をお願いします。

◇保護者の皆様へ

上記の感染症について、子ども病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出してください。

登園届

スクルドエンジェル保育園池田駅前園 園長宛

園児氏名 _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日生)

診断された病名: _____ (診断日: _____ 年 _____ 月 _____ 日)

受診医療機関名: _____

登園可能日: _____ 年 _____ 月 _____ 日から

登園可能と判断した医療機関名: _____ (診断日: _____ 年 _____ 月 _____ 日)

以上のように病状が回復し、集団生活に支障がない状態と医療機関で判断されましたので登園します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____ ㊞

受取

保護者記入

登園届

スクルドエンジェル保育園池田駅前園 園長宛

園児氏名 _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日生)

診断された病名: _____ (診断日: _____ 年 _____ 月 _____ 日)

受診医療機関名: _____

登園可能日: _____ 年 _____ 月 _____ 日から

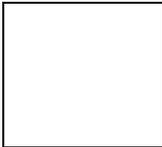
登園可能と判断した医療機関名: _____ (診断日: _____ 年 _____ 月 _____ 日)

以上のように病状が回復し、集団生活に支障がない状態と医療機関で判断されましたので登園します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____ ㊞

受取



登園届（新型コロナウイルス感染症用）（保護者記入）

施設長 殿

児童名 _____

病 名 【 新型コロナウイルス感染症 】

令和 年 月 日、医療機関名「 _____ 」を受診し、

新型コロナウイルス感染症と診断されました。

「発症した後 5 日を経過し」かつ「症状が軽快した後 1 日を経過していること」をみたし、
児童の健康が回復したため、登園いたします。

日にち	発症日	/	/	/	/	/	/	/	/
症状が軽快した日に○									

令和 年 月 日

保護者名 _____

例

		発症後、最低 5 日間は登園できません							
	発症日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
日にち	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16
症状が軽快した日に○		○	1 日				登園可能		
日にち	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16
症状が軽快した日に○							○	1 日	登園可能

症状が軽快した後 1 日を経過するまでは登園できません

与薬依頼書（保護者記入）

スクルドエンジェル保育園 池田駅前園 園長宛

医師の指示により、保育時間中における与薬が必要になりましたので、下記の通り与薬を依頼します。

令和 年 月 日

依頼者(保護者)氏名： _____

緊急連絡先(電話番号)： _____

対象氏名	しめい 氏名	生年月日	
		年 月 日	性別
病院名			
病名			
症状			
処方日	令和 年 月 日		
与薬依頼期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
薬の種類	細粒・シロップ・点眼・皮膚外用薬(軟膏)【ステロイド：有・無】 座薬・その他()		
薬の数	全部で 種類		
保管方法	室温・冷蔵庫・その他()		
与薬時間	食前・食間・食後・その他()		
与薬方法			
注意事項			

※記入漏れがある場合、与薬することが出来ません。

※必ず薬剤情報提供書のコピーを添付してください。

※薬は1回ずつに分けて、当日分のみ持参してください。

※薬の袋や容器には、必ずクラス名と児童名をご記入ください。

管理表

預かり日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
受取者					
与薬者					
与薬時間					